

ユダヤ人問題における宗教と政治

村 田 恭 雄

ま え が き

日本の人権・差別問題と、世界の主要な人権・差別問題とを比較・検討しながら、それぞれの特徴を、そして、最終的には日本のそれを明らかにすることが、筆者の当面の研究テーマである。

この論稿では、ユダヤの人権・差別の問題をとりあげる。もとより、この問題は長い歴史的期間を通じて展開され、複雑をきわめているので、今のところ筆者には全面的な論述の用意はない。ここでは以下の諸点を取り上げている。

第1に、ユダヤ人の人権・差別問題においては、ユダヤ教とキリスト教との対立という宗教的要因が大きなウエイトをしめ、さらに近代の啓蒙時代をへてのちは、宗教的要因が後景にしりぞきながらも、大きな底流を形成し、そのうえに政治的要因としての人種主義が加重されてくることである。第2に、人種差別主義としてのアンティ・セミティズムの異常さ、激烈さ、苛酷さである。それは、ナチスのユダヤ人大虐殺に象徴される。しかし、アンティ・セミティズムとしてのナチズムが、20世紀30年代にとつぜん歴史の上におどりたわけではない。19世紀になって、個々のユダヤ人は地域的な差はあるとしても「解放」され、市民的「自由」をかちとってゆくのだが、民族としての、集団としてのユダヤ人は、第二次世界大戦が終結するまではついに解放されることはなかった。第3に、中世のユダヤ人・ゲッターについて

である。それは隔離・差別の典型的な形の1つである。インド・カースト制における不可触民差別，アメリカのブラック・ゲッター，日本の被差別部落などと，比較検討すれば，得るところが多いと考えられるのだが，ここではほとんど考察できなかつた。

1. 序 論

バーナード・ルイスは，アンティ・セミティズム（ヨーロッパに住むセム族はユダヤ人だけであるから，この言葉は事実上反ユダヤ主義を表す）の特徴を明確にするため，まず，ユダヤ人にたいしての3つの敵意を分析する。第1のタイプは，イスラエル国に対する反対，およびシオニスト運動とそれをつくりだし，それを維持してきたイデオロギーとしてのシオニズムに対する反対である。人は，必ずしも偏見をもたなくても，シオニズムというイデオロギーに反対したり，イスラエル国の政府の政策を批判したりできる。この反対や批判がこのレベルにとどまっていれば，それをアンティ・セミティズム的な偏見ということは正しくない。第2のタイプは，よくみられる，因襲的な偏見で，時に，迫害を引き起こす。民族や人種の違い，宗教の違いに基づく疑念や敵意，他の土地からきた「よそもの」に対する疑念や敵意，また，多数グループが少数グループに時に示す差別的態度，などに類似しているといえよう。第3のタイプがアンティ・セミティズムである。ユダヤ人に対する憎悪に比較しうるものは多数ある。しかし，その執ようさ，および範囲の広さ，その潜在している力と悪意の激しさ，および，恐るべき最終的解決としての生存の抹殺，等の点において，アンティ・セミティズムは特別のものである。

ルイスは，アンティ・セミティズムの特徴の理解を助けるために，それに一番近いものとしての「アフリカ黒人の奴隷と虐待」に対比する。①. 双方ともに，隔離，暴力行使，権利剝奪を含め，多くの国々，諸大陸にわたり，何世紀も続いている。②. アンティ・セミティズムと同じように，黒人への

敵意は心の底からの、深い憎しみとして表現され、疑似科学、疑似哲学によってみずからを合理化しようとする。③. アンティ・セミティズムのもとにあるヨーロッパのユダヤ人のように、アメリカの黒人は、他の人々との通常の接触から切り離され、事実上も法律上も、密集した、不健康な特別地域に孤立化させられている。④. アメリカでは、黒人にもユダヤ人にも大量虐殺はなかったとしても、黒人に対しては人種主義的な暴力が時々激発し、とくに南部では、多くの黒人は暴徒のリンチにおびえていた。

以上は、両者の重要な類似点であるが、決定的な一つの相違点が存在する。それは、アンティ・セミティズムにおける、ユダヤ人を排除し、破壊し、最終的段階では肉体的にも抹殺しようとする反ユダヤ主義者の欲望である。黒人の場合は、支配し、隷属化し、酷使し、搾取することが目的であり、有益な所有物として、むしろ家畜のように飼育すべきものであった。しかし、ユダヤ人の場合は、有益な動物として順化させ、使役するものではなく、破壊すべき病虫害、病原菌と見られていた。

ユダヤ人に対する特有の、特別の憎悪であるアンティ・セミティズムは、直接ではないとしても、ユダヤ教とキリスト教との歴史的な関係に由来しているといえることができる。アンティ・セミティズムの極端な形態においては、アンティ・セミティストは、昔から現在にいたるまで、ユダヤ人を悪魔的な勢力、世界のほとんどすべての邪悪の根源としてえがく。ユダヤ人は、非ユダヤ世界に浸透し、それを腐敗させ、終局的にそれを支配するために、永続的な、普遍的な陰謀にふけっいて、そのためにさまざまな陰険な方法をもちいると考える。ユダヤ人は、中世では、井戸に毒を投入したり、悪疫を広げたり、儀礼殺人を行うと非難された。近代では、資本主義と共産主義の両方を発明し、世界支配のため、いずれか一方、または双方をもちいると告発された。このような近代の激烈なアンティ・セミティズムを理解するためには、ユダヤ人の歴史と文化、ユダヤ教の特色を考察しなければならないのである。

2. 宗教的要因にもとづく差別

ユダヤ人がその国を失い、約2千年前から離散（ディアスポラ）の民族となり、世界の各地に散りぢりになった。それにもかかわらず、民族として消滅せず、他の民族に同化されることもなく、今日までユダヤ民族としての統一を維持することができた。それは、彼らが奉じたユダヤ教の特色による点が多い。ユダヤ教は離散の民としてのユダヤ人を統一させる要であった。彼らは政治によらず、宗教を基礎として民族的統一をなしとげたのである。しかし、それと同時に、ユダヤ教信仰への固執、それに基づく独特の文化と生活慣習によって、ユダヤ人は、異色の、異端の集団として、他宗教とくにキリスト教の信徒や他民族の社会の中で「よそもの」として、また「敵」として、排除、隔離、差別されることとなったのである。

歴史的にみて、ユダヤ民族が全体として生き残ってきたわけではない。セム系のイスラエル人の王国が、ソロモン王の死後、紀元前922年に北のイスラエル王国とユダ族を中心とする南のユダ王国に分裂した。北のイスラエル王国は紀元前722年にアッシリアに滅ぼされ、南のユダ王国は紀元前586年新バビロニアに滅ぼされ、ユダ王国の人民の大部分はバビロニアに捕囚として強制移住させられた。アッシリアに滅ぼされた結果、イスラエル王国のユダヤ人は消滅（他民族への同化を含めて）してしまったが、ユダ王国のユダヤ人は民族として生き残った。それは何故なのだろうか。アッシリアの政策は、征服した国々を小区分に分割し、さらにそれぞれの区分の住民たちを離散させ、民族的結合を破壊した。それに対して、バビロニアは追放した人々の民族的結合をそのままにしておいた。そのことはたしかにユダ王国のユダヤ人に幸いした。しかし征服された民族は、離散しなくても同化されたりして、その民族的アイデンティティを失っていくことはしばしば生じている。

追放されてなお生き残るには、幸運だけでは不十分である。そのためには追放された人々の側に、宗教的にも民族的にもアイデンティティを守ろうと

する持続的、意識的な努力がなければならぬ。このことを明かにするためには、まず、ユダヤ人のアイデンティティの核となったユダヤ教の特色を、キリスト教と対比して述べておかなければならぬだろう。

ユダヤ人はユダヤ王国滅亡後の1世紀から2世紀の時代、地中海世界のローマ帝国領土内各地に分散し、小さな部落毎にシナゴグ（会堂）を中心として生活していた。ローマ帝国にとっては、すでに滅ぼしてしまった国の民の、他民族に影響を与えない宗教には寛容となっていた。一方、2～3世紀ごろ、ギリシア人、ローマ人、エジプト人などの信者が増大していったキリスト教の方をローマ帝国は危険視し、その迫害も激しかった。しかし、キリスト教が、紀元392年ローマ帝国の国教となってからは、ローマ帝国の鋒先はユダヤ人にしぼられてきた。

ユダヤ教の基本にある思想は、ヤハウェの神に選ばれた民族として、生活の全体を通じて律法（トーラー）により規制し（たとえば、ヤハウェへの忠誠の証拠として、すべての男子は生まれて八日目に割礼の儀式を行う）、人格および肉体の聖性を保ち（きびしい食事規制がある）、安息日を守り、慈善、祈り、断食を通して神の要求に応えようとする姿勢にもとづいている。律法を守らぬ者には神の罰がくだるという厳しさがある。これに対し、キリスト教はユダヤ教のなかの普遍的な教理をうけつぎ、ユダヤ教の選民的民族習慣を排除する点に特色がある。非ユダヤ民族が受け入れにくい割礼の儀式や、食事の制限を撤廃し、義の神、公正の神を強調しないで、神の大いなる愛を説いた。当時のユダヤ社会のなかで、神罰にあたった者として見捨てられていた貧しい人々や病人に対して、神の怒りや罰を強調せずに、彼らの心を救う神の愛を説いた。

キリスト教はユダヤ教のなかから生まれた革新宗教であるが、イエスの革新的思想そのものが、その後のローマ・カトリック教のなかに定着していったかどうかは問題のあるところである。

ユダヤ教とキリスト教とが、基本的に対立し敵対する諸点を考えてみよう。

1. キリスト教がイエスを神の子として新約の正典を定め（紀元 395 年）、ユダヤ教は、「モーゼ五書」（創世紀，出エジプト記，レビ記，民数記，申命記）を根幹に，ミシュナ＝タルムードを編纂してその正典を定めた。そのことは，ユダヤ人があくまでイエスを救世主として認めず，イエスの神性を否定したことを意味している。ユダヤ人にとっては，イエスはどこまでも，異端のラビ，ユダヤ人ヨシュアであった。キリスト教に比較してユダヤ教の特徴は，かたくなな一神教の立場，完全な律法の遵守，および，イエスの出現によっても少しも影響をうけなかった救世主（メシア）待望の思想である。神と律法に集約されているユダヤ教と，イエスの人格（ペルソナ）の上につくられたキリスト教とは，宗教的教理としては基本的に質を異にしていた。また，イエスや処女マリアなど，神の多様化を導き入れることは，厳格な一神教の立場を固執するユダヤ人には，到底承認しがたいことであった。かくて，イエスの評価や教理をめぐる，ユダヤ教とキリスト教との離反は不可避なのであった。

ユダヤ人がイエスの神性を認めないこと，さらに，新約聖書（マタイ伝など）の記述をもとに，ユダヤ人がイエスを十字架にかけた犯人であること，つまり，キリストを殺したもの，神を殺した民として，キリスト教徒はユダヤ人を否認し，心底から憎むことになった。

小谷瑞穂子氏がアメリカのニューヨーク州で直接に経験したことを，その著『十字架のユダヤ人』から引用してみよう。

「10歳ぐらいの赤毛のポニーテールの女の子が，吊り橋のロープを両手で握りしめて，いまにも仲間の男女の子供たちから突き落とされんばかりに取り囲まれていた。

『あなたと一緒に教会に行ったらいけないとママがいていたわ』

『ユダヤ人はイエス様を殺したのよ』

『十字架にかけ，手と足に釘を打ちつけ，槍で胸を突き刺したそうよ』

『ノー，ノー，そんなこと決してなかったわ。嘘。違う。だれがいった

の。』

子供たちのとがった会話は谷間に響きわたった。私が制止すると、子供たちは突然、息せききって現れた、見なれぬ東洋系の女の形相におそれを感じたのか、捨て台詞を投げつけながら駆け出していった。

『ユダ、ユダ、ユダ公。悪魔の子。悪魔の子は地獄に突き落とせ……………』

私にとってこの事件はまったく思いがけないものであった。わけても『ユダヤ人はキリスト殺し』という台詞。」(同書, p.14)

もう一つ。

小谷氏は、コーネル大学時代、3人の仲のよい女友達がいた。マリリンとジョーンの2人はプロテスタント、バーバラはユダヤ教徒である。小谷氏が仲間に入っているときは3人とも何のわだかまりもなくおしゃべりを楽しむのだが、マリリンもジョーンもバーバラと単独に交際することは決してなかった。週末に小谷氏はよくマリリンやジョーンの家を招かれて泊まったものだが、彼女らの家にユダヤ教徒のバーバラが招かれるということはなかった。バーバラもマリリンやジョーンを自分の家に招くということもなかった。小谷氏がある時、マリリンに問いただしたことがある。

『『なぜバーバラを仲間はずれにするの』

『なぜってその理由は私にだってわかんないわ。強いていえば、小さいとき毎日曜日に教会で聞かされたイエス物語の後遺症ね。理性ではそれが偏見だってことぐらい、私にもわかっているわ。だけどそれを拭い去ることができないのよ。幼いときに教えこまれたものって、なかなか取り消すことができないものね』

マリリンの率直な告白は、私の胸にこたえた。」

小谷氏の引用から、キリスト教世界においては現在においてもなお、ユダヤ人は神の子キリストを殺した民、悪魔の子という意識が家庭において、教会において子供たちに吹き込まれていることが理解できる。「理性ではそれが偏見だってことぐらい、私にもわかっているわ。だけどそれを拭い去るこ

とができないのよ。」という告白に、そのことが象徴的に示されているようにみえる。

ユダヤ人差別は、キリスト教社会において特に激しいが、それは第一義的に宗教的要因にもとづく差別であることが了解される。中世のキリスト教世界において特にそうなのだが、中世ではユダヤ人が人種や言語が異なるために差別、迫害されたわけではない。彼らのキリスト教への改宗が真剣なものであれば、完全な平等の条件において受け入れられるものとされていたのである。

宗教的要因にもとづく差別では、もう一つの代表的タイプにインドのカースト制における不可触民差別がある。インドの場合は、浄穢観念にもとづいて、けがれているとされる不可触民を徹底的に忌避し、隔離すること（政治的、経済的要因がからむと、それは攻撃的な形をとることはあるが）、カースト社会の外へと排除、追放することにある。しかし、ユダヤ人の場合は、キリスト教創成の状況もあって、ユダヤ教に対するキリスト教の対立は、しばしば敵対的、攻撃的な色合いをおびることがあり、ユダヤ人差別は隔離によるだけではなく、敵対・抹殺にまで激化するにいたるのである。日本の部落差別は大枠ではインド型に属すると考えられる。また、徳川時代のキリシタン弾圧は、宗教的というよりはむしろ政治的要因によった。したがって明治以後の政策転換によって、キリスト教信者に特定された差別や迫害は消滅したのである。

2. 「モーゼ五書」とも呼ばれる律法（トーラー）を中心にしたユダヤ教の聖書は、常に解釈の歴史を伴ってきた。このような解釈作用が、「口伝律法」の伝承を生み、その結集としてミシュナがつくられた。ミシュナは律法の解釈としての口伝律法である。ミシュナが結集されると、つぎの時代にはさらに聖書とミシュナの解釈の形成が必要とされ、その結集としてタルムードがつくられた。

タルムードはユダヤ教聖書のたんなる繰り返しではなく、聖書時代とは異

なった時代状況を反映した、聖書の創造的解釈である。ユダヤ教の聖書がキリスト教においても旧約聖書として受け入れられたのに対して、タルムードはユダヤ教独自の聖典である。タルムードの叙述は人間生活の細部にわたるが、森田雄三郎氏によれば、タルムードには過去のどの時代においても変わらない焦点が四つある。(『ユダヤ思想』, 大阪書籍, 272頁)

- ①. 神が世界を超越しつつ遍在する唯一神であること。
- ②. ユダヤ民族はこの神に奉仕する選ばれた民であること。
- ③. 神と世界との究極の関係は、選民ユダヤ民族を媒介とする歴史的形成過程を通して、創造から終末へと向かうこと。
- ④. この歴史形成においては律法遵守こそ選民の歩むべき具体的な道であること、の四つである。

歴史的に差別、迫害されることの多かったユダヤ民族が、生存しつづけるための意志と思想の根拠が、一つには、神に選ばれた民という意識にあったとすれば、それは、他者に優越するためというより、離散の民族の生存と統一を維持するための、やむをえない思想選択というべきであろう。

タルムード思想の四つの要約から選民思想の部分を除くと、結局は、一神教信仰と律法の遵守が中心となる。唯一の神の信仰という点に関しては、前述のようにイエスの信奉をめぐる、ユダヤ教とキリスト教との間に決定的な分岐がもたらされた。

ユダヤ教では、神は律法を通して真理を示すことになっている。キリスト教においては、パウロによると神はイエスを通して真理を示すのである。両者において神の真理の顕現の仕方が根本的に異なっている。パウロは律法の教義全体を攻撃するが、ユダヤ人はこの律法のなかに放棄すべきものを認めない。キリスト教はユダヤ教のなかからでてきたのだが、この2つの宗教は別々の道を歩むことが不可避であったのだ。中世のキリスト教世界にとって、ユダヤ教は唯一の真の宗教であるキリスト教を歪曲したものであった。ユダヤ教の信徒はキリストの啓示をその本源の姿において見ていたのに、キリス

トを信ぜず、キリスト教に改宗しなかった。そこからキリスト教徒の疑問がでてくる。このキリストの唯一の、普遍的な、明白な真理を眼前に見ておきながら、なおかつ、それを頑強に拒否しているとは、ユダヤ人はどのような罪でも犯しうる人間ではないのだろうか。また、ユダヤ人は固有の、深い墮落を内蔵しているのではないのだろうか、と。

中世ヨーロッパに於て、キリスト信仰は普遍的にひろがり、ゆきわたっているのに、この全体のキリスト教的調和を乱す唯一の例外はユダヤ人の存在であると確信された。それは中世ヨーロッパのユダヤ人観を端的に示すものである。ユダヤ人はキリスト殺し、儀礼殺人を犯す者、聖体冒瀆者、そして悪魔の子供そのものであるという中傷は、中世の人々に容易に信じこまれたのである。宗教的見地からすれば、ユダヤ人はこれほどにも嫌悪され、憎悪され、敵視されていたのである。

15世紀をすぎると、ユダヤ人差別における宗教的要因より、人種的要因が表面に出てくる。それは後者が前者にとってかわるというのではなく、前者による差別を底層として、後者が加重されてくると考えられる。これらの点は後述にゆずる。

3. 中世のユダヤ人ゲッター

(1)

第1回十字軍遠征は11世紀末に行われたが、以後13世紀にかけて十字軍は何回もおこされた。十字軍とは言うまでもなく、西欧キリスト教徒が、聖地パレスチナの回復を目的とした異教徒討伐の軍事行動である。この際の異教徒とは、イスラム教徒のみならず、実際には、ユダヤ教徒も含まれていた。この時の十字軍は、とくに狂暴で、この結果、ユダヤ人の共同体は破壊され、シナゴグは焼き払われ、家や店は略奪され、何百人の死者、それに無数の難民が出た。聖地エルサレムを占領した時には、エルサレム内外のユダヤ人は、イスラム教徒とともに略奪、暴行を受けたのみならず、会堂におしこま

れ、焼き殺された。この十字軍の出来事は、それ以後の中世ヨーロッパのユダヤ人迫害の引金になったといえることができる。

1215年、教皇インノケンティウス3世が召集した第4回ラテラン宗教会議において、それ以後のユダヤ人抑圧の基本的な態度が打ち出された。ユダヤ人はキリスト教徒との結婚が禁じられ、そのために、ユダヤ人には特別なしるしをつけた服装が強制された。ラテン系諸国ではバッジ、ドイツでは黄色い帽子などがそうである。また、ユダヤ人はすべての職業組合から締め出された。彼らに残された職業は、当時、もっとも卑しいものとみなされた金融業ぐらいであった。

中世ではユダヤ教徒に対して、前にものべたように儀式殺人や聖体冒瀆といった中傷もたびたび加えられた。儀式殺人とは、ユダヤ人はキリスト教徒の血を儀式用につかっているという非難である。聖体とは聖餐式においてキリストの体として食されるパンであるが、ユダヤ人は教会から聖餐式用のパンを盗み出し、このパンにピンを刺したり、熱湯に入れたり、臼のなかでたたきつぶしたりしてキリストを苦しめているというのである。これが聖体冒瀆の中傷である。これらのデマのために、各地でユダヤ人が捕えられ、時にはひどい拷問をうけて殺された。

ユダヤ人への中傷による暴虐は、1348年から50年にかけて全ヨーロッパを襲い、2500万の命を奪ったペストにおいて頂点に達した。ユダヤ人が、キリスト教徒に対する日頃の恨みをはらすために、井戸に毒を投入してキリスト教徒の皆殺しを図っているとデマが飛ばされ、各地でユダヤ人が捕らえられて虚偽の「自白」を強要され、「自白」した者は処罰、抹殺された。もちろん、これらのデマは事実無根であり、ユダヤ人は無実の罪をきせられたのである。

かくて、ヨーロッパ全体にユダヤ人差別がすっかり定着した。すでに一部のユダヤ人は東方へ逃げ出しつつあったが、さらに追い打ち的に、各国政府の追放令が出された。イングランドでは、すでに1290年、フランスにおいて

1306年にユダヤ人追放令が出された。フランスでは、18世紀までパリの町にはユダヤ人は住めなかった。ドイツでは、ユダヤ人の処遇は各地によって異なっていたが、概ね同様な追放令を施行した。

この時東方に逃げないで、比較的抑圧のゆるやかであったイタリアの一部や、ドイツの一部にとどまったカトリック圏内のユダヤ人は、1555年教皇パウルス4世によって、公にゲットーとよばれる指定地区に住むことを強制された。これに応じて、プロテスタント側も、やがて同様の処置をとった。以後250年間、ヨーロッパにおいてゲットー制度が続くことになる。(中世末期の西ヨーロッパでは、隠れユダヤ人とゲットーに閉じ込められた1部のユダヤ人たちとを除いて、ユダヤ人はいなくなったといわれる。)

しかし、制度としての強制的ゲットーが成立する以前に、自発的に形成されたゲットーの歴史があった。

(2) 自発的ゲットーから強制的ゲットーへ

西欧の中世都市において、ユダヤ人は隔離された地区、ゲットーにすんでいた。しかし、ゲットーのはじまりは、時に誤解されているように、キリスト教の教会や国家が布告を出すことによって、専断的に作りあげられたというようなものではない。ゲットーは計画されて出来たものではなく、中世社会の全般的状況や、ユダヤ人の宗教上の必要をはじめ、さまざまな要因が重なって、自然の経過の中で結晶して出来あがったものである。ユダヤ人は宗教的、民族的に別個の集団をつくり、その「よそ者」的性格は、彼らが居住するすべての国々において顕著であった。ユダヤ人の生活は周囲のキリスト教徒の目にはきわめて奇妙で、不可解なものにうつったので、すでに述べたようにユダヤ人についての信じがたいようなデマや中傷が広がっていた。ユダヤ人はほとんどの職業からしめだされ、キリスト教徒には禁じられ、かつ卑しいとされていた金貸しに従事せざるをえなかった。このような中世のヨーロッパ社会における孤立的状態からも、ユダヤ人は、たとえわずかであるとしても、安全と幸福を求めて、自分達の、他から孤立した共同社会(コ

ミューニティ)を求めざるをえなかった。

ユダヤ人自身の内部的要因としても、ユダヤ教の戒律に従い、宗教儀式にかなった食物を用意したり、きびしい食事規制にしたがったり、安息日を守ったり、祈禱と学習と集会に必要なシナゴグ(会堂)を建設したりするためには、社会的に隔絶した自治的・宗教的共同体を必要としたのである。

かくて、ユダヤ人はゲットーへと自発的に隔離したのだが、この自発的ゲットーは権力者の行政上の必要に益するところがあり、社会統制と徴税を容易にしたので、ゲットーはかなりの程度の自治を認可された。ユダヤ人はゲットーのなかでは、人間的な生活をおくり、くつろぎ、解放感を味わうことができた。このゲットー内部で得られる安定性がなかったなら、ユダヤ人にとって生活は耐え難いものであったろう。

しかし、この自発的ゲットーにかたまることによって、ユダヤ人は他の住民からますます孤立するようになった。ユダヤ人の生活が他の世界からさらに遠ざけられるにしたがって、ゲットー内の連帯はいっそう強化された。だが、そのことはユダヤ人がより大きな外部社会からさらに隔離されることを意味したのである。自発的ゲットーはその後の長い孤立の過程の始まりを示すにすぎず、その過程は強制的ゲットーが自発的ゲットーにとってかわるころ、ようやくその「発展」の頂点に達したのである。

1317年、イタリア北部の都市、ラヴェンナで開かれたローマ・カトリック教会の会議の条例はつぎのように述べている。「また、ユダヤ人がかれらのシナゴグが建っている地区以外のどんな場所にも、一ヶ月以上居住することを禁じた。それにもかかわらず、禁止事項をよく守らず、上記の会議の有効法令を無視して、知らぬふりをする者がいた。よって、教会の法令を無視することが、いかに罪の重いものかは、刑罰が教えることになろう。今後、この種の犯罪が防止されることを希求する神聖なる会議の賛同を得て、われわれはこの地方のすべての聖職者と信徒に警告する。なんびともユダヤ人の

ために家屋を建造してはならず、またすでに建っているいかなる家屋といえども、かれらに貸与もしくは売却してはならない。」

このような趣旨の法令が、ヨーロッパのあらゆる国々で、トルコで、そしてモロッコで制定された。

「……………なぜなら、信者が身体および精神のゆゆしい危害をこうむるからである。」

「かれら（ユダヤ人）と会話をまじえすぎることを避けるために、かれらを都市および町村の特定の場所に強制的に住ませねばならない。そしてその場所は、キリスト教徒の住宅地から分離されており、教会から可能な限り遠隔であることを必要とする。」

「われわれは支配者に、ユダヤ人がキリスト教徒と切り離されて生活すべき場所を、それぞれの都市に指定するよう強く要請する。（支配者は）ユダヤ人がその都市（の他の一角）に自分自身の家屋を所有している場合でも、仮契約ではなく、現実に六ヶ月以内にキリスト教徒に売却するよう命令されたい。」

すでに自発的に形成されているゲッターを基盤として、ゲッターの制度化、つまり、強制的ゲッターの設置が急速に普遍化してゆくのである。

教会を、そしてキリスト教国の権力者を駆って、ゲッターを強制化した最大の理由は、異端に対する恐怖、ユダヤ人の存在がキリスト教徒の信仰を脆弱にするという恐怖であった。

制度化されたゲッターは、1556年に教皇パウロ四世がローマ・ゲッターを制定する以前に、キリスト教世界のユダヤ人社会が存在するあらゆる都市において一般的なものとなっていた。

ゲッターは通常、壁でかこまれ、門は一つか二つあって夜は錠ががかけられていた。日没後はユダヤ人は門外に出ることは許されず、違反者はきびしく罰せられた。ユダヤ人は、日曜日とキリスト教の尊厳な祭日には、ゲッターの外の街路に姿をあらわすことはできなかった。

ユダヤ人はゲッターに自発的に隔離したことで、すでに社会的に孤立しつつあったが、ゲッターの制度化によって孤立はさらに進んだ。しかしゲッターを制度化するというこの新しい迫害の最も大きな結果は、恐るべきゲッターの過密化であった。ゲッターの拡張は認められなかったので、ゲッター内人口の自然増や他地区からのユダヤ人の流入によって、ゲッターはそうじて狭少・過密によるスラム化の道を進んだ。

ゲッターの環境について、フィリップソンはつぎのように述べる。(ルイス・ワース『ユダヤ人と疎外社会』、新泉社、より孫引)

「ついに解決策が見つかった。ユダヤ人は効果的に締め出された。キリスト教徒は、ユダヤ人の迷妄と不義の信奉者と緊密な関係をもつことによって、墮落することも不浄に染まることもなくなった。4世紀の間、この状態は続いた。今日、われわれは、悪疫の罹病者を人の住む町から遠い場所に隔離する。それと同様に、あたかも、かれらと緊密な接触を続けて生活するのなら、悲惨と死をもたらす、なにかいまわしい病弊に罹るとでもいわんばかりに、ユダヤ人はゲッターの壁によって切り離されたのである。ゲッターは、よく、『ペスト流行時のような孤立』だとして非難されてきた。……」

ゲッターとはなんたる絵巻であろうか！片側に高い家々がそびえる、狭く、陰鬱な通り。陽差しはめったに拝めない。その都市の最悪のスラムという境遇。毎夜、門は閉ざされ、鎖と鍵でかんぬきを掛けられ差し錠をされる。日が沈めば、日が昇るまで、出入はだれにも許されないのだ！」

(3) ゲッター内の生活

ゲッターの構造……中世でユダヤ人が社会的に隔離されていたことが、一方で、緊密な、自律的なユダヤ人の共同社会をつくりあげた。ユダヤ人社会のこの特徴を見落とすことはできないだろう。ユダヤ人各人の生活はユダヤ法によって完全に支配された。その行動は、相互監視、とくに、共同社会のリーダーによって監督された。宗教的、知的、社会的、政治的な利害関係のいずれもが、共同体生活を中心に展開したのである。それ故、外部世界の

発展がユダヤ人各人に影響を与えることは比較的少なかった。かくて、共同体生活の伝統的様式を固く守って生き残ろうとするユダヤ人の意志が、隔離されている状態にありながらも、彼らの共同体そのものの発展を容易にしたのである。ゲットーという彼らの文化的・政治的共同体は「国家の中の国家」のあらゆる特徴をそなえていた。

ゲットーの法律……ゲットーの壁のなかではユダヤ人の共同社会は基本的に「自治的」であった。彼らが住んでいる国家の法律は主として外部の世界との関係にかんしてユダヤ人に影響した。ふつうユダヤ人だけが関係している分野では、ユダヤ法だけが行われた。大部分の国は、民事訴訟においてのみならず、重要でない犯罪事項においても、ユダヤ法の有効性とユダヤ法廷の裁判権を認めた。

司法上の自治の範囲は裁判権の部門によって異なっていた。国家の至上権は公法において最も顕著であった。そこではユダヤ人は国家の統治権を認めた。完全に自治的な、厳密に宗教的な法はその対極にあった。ユダヤ人を黙認することを決めていたので、中世世界は一般にユダヤ人が自らの救済を図るのを放任しておいた。それぞれの国家の立法はユダヤ人とキリスト教徒との間に生ずる紛争の裁き方をどう見つけ出すかに主として関連していた。全体としては、ゲットーの日常生活に大きく影響したのはユダヤ法廷であった。

ゲットーの社会的諸機関……①教育施設。ユダヤ人は非ユダヤ人と複雑な社会的関係にあったが、すべてのユダヤ人両親の第一の関心は、その子供にユダヤ的教育を与えることであった。教育施設は成人のものであれ、子供のものであれ、ユダヤ人の共同社会において中心的な位置を占めた。中世におけるユダヤ人社会の教育水準は、普通は非ユダヤ人のそれよりはるかに優れていた。②慈善施設。ユダヤ人は一般的または個人的緊急事態に対処するための効果的な組織を発展させた。これらの施設は、一部個人的に維持されているときでさえ、厳しい共同体の監督の下にあった。ユダヤ人の一般的な安全性の欠如のため、ユダヤ人は慈善を一種の社会保険とみなすことを余儀

なくされた。さらに、「ユダヤ人は互いに責任がある」という相互的責任の考えは、宗教的確信に深く根付いていた。慈善は自発的な個人の寄付にもとづいているのみならず、また収入の十分の一を慈善目的のために特別にとりつけておくことがすべてのユダヤ人に期待された。③経済生活への介入……ユダヤ人の共同社会は経済生活においてすら重要な役割を果たした。市場警察、目方と寸法に対する監督、最高価格の設定、生産者と消費者との権利の境界設定は、主としてユダヤ人共同社会のリーダーの手中にあった。とりわけ、ユダヤ人の共同社会は、それ自身および国家に対しての主たる徴税機関であった。かくて国家は、この共同社会のその構成員に対する統制力に深い関心を持ち、立法手段でこの共同社会を強化するように努めた。④シナゴーク……以上の諸機関に加えて、この共同社会の宗教的役割が追加されねばならない。道德の監督は、共同社会の必須の機能であった。シナゴークは礼拝の家であるのに加えて、すべてのユダヤ人の社会的、共同体的生活の中心であった。

最後に、ユダヤ人の共同社会は、追放という、その意志を強制するための絶対的ともいえる手段を持っていた。いかに富み、いかに教育があろうとも、破門の単なる脅かしにさえ耐えうるユダヤ人はほとんど存在しなかった。一般に、ユダヤ人共同体とその法廷は、種々の程度の追放を課すことによって、その構成員の無条件的な服従を得ることができた。

4. 人種差別主義的反ユダヤ主義

—アンティ・セミティズム—

(1)

次の引用は、1543年のマーチン・ルターの言葉である。「ユダヤ人のシナゴークは火で焼いてしまふべきである。燃え尽きてしまわないものは、誰も燃え残りの灰や石ころを見ることのできないように、土でおおってしまわねばならない。ユダヤ人の家も破壊してしまい、彼らを一つ屋根の下か、馬小

屋に押し込めるべきである。彼らがわれわれの国土でわがものがおに振舞うべきでないことを悟らせるためである。ユダヤ人は汗みずたらして生活費をかせぐべきである。その場合でも、危険すぎると見なされるならば、高利貸しによってわれわれから強奪した『これらの下劣な害虫』どもの所有物を剝奪し、彼らを永久にこの国土から追放すべきである。」(マーチン・ギルバート、『ホロコースト』よりの孫引)。

筆者はルターをとくに研究しているわけではないので、彼がどのような前後関係の中で以上の言葉を書き記したかはよくわからないが、ルターの発言は当時の宗教的敵意による激しい反ユダヤ感情を明確に反映しているとおもわれる。

中世のキリスト教徒の反ユダヤ暴力は、ユダヤ人がキリスト教への改宗を拒絶してきたことに由来している。ルネサンスと宗教改革をへて近世になると、宗教が政治から切り離され、宗教が人々の生活に持つ全面的な意味を失ってしまう。ユダヤ人がキリスト教に改宗するかどうかという問題は急速に意義をなくしてきた。近代の反ユダヤ主義者は、ユダヤ人に対する敵意の基礎を、宗教的なものから、人種的なものに切り替えたのである。(ユダヤ人は厳密には民族とすべきだが、反ユダヤ人主義者はユダヤ人を人種としてとりあつかう。)

人種主義というのは、自分達が所属する人種とは異なることにより、他人種を劣等だとして貶下し、差別することである。人種主義的反ユダヤ主義は、個人としてのユダヤ人の長所や短所には関係なく、「ユダヤ人という人種」にむけられている。ユダヤ人の「罪」といわれる事を、他の人々が行っても問題にされることはなく、ユダヤ人だけを標的としている。つまり、ユダヤ人であること、ユダヤ人として生存していることが「犯罪」だということである。このユダヤ人であるということの「犯罪」性は、ユダヤ人がユダヤ教を放棄してキリスト教に改宗しても消えることはない。中世にはキリスト教の洗礼をうければすぐに、ユダヤ人は名誉ある市民となった。中世の宗教的

迫害の時代においても、ユダヤ人は改宗することによって立場をかえる「選択」があった。しかし、人種という不変の基準が用いられるようになって、ユダヤ人はこの「選択」を奪われた。ユダヤ人として生まれてくること自体が「犯罪」視されるのであるから、彼らの子孫も同じ運命にさらされるのである。

(2)

中世の反ユダヤ的感情がどうして、人種主義のアンティ・セミティズムに変質したのだろうか。マックス・ディモントの著、『ユダヤ人』によれば、この変化は3つの段階をへてやってきたという。第1の段階として、近代のアンティ・セミティズムの土壌は、変化する経済的条件が生みだした新しい不安定な階級にあった。第2の段階は、この新階級に優越感をもたせるためにナショナリズムが人種差別主義へと変質させられてしまったこと。第3段階は、この新階級の内的不安を和らげるために、反ユダヤ的感情がアンティ・セミティズムにつくり変えられて、政治的鎮静剤として用いられたことである。産業革命ののち、産業社会の進展に応じて、専門職や管理職の「ホワイトカラー階級」に対して、一段下の「すりきれたホワイトカラー階級」ともいうべき、不安定な階層が生じてくる。彼らの感じる不安は、主として社会的、経済的条件によるのだが、そのように説明されず、ユダヤ人の悪徳行為によるのだとされた。彼らが資本主義を恐れている場合は、ユダヤ人は搾取する資本家として説明され、彼らが共産主義を恐れている場合は、ユダヤ人は陰謀する共産主義者だということになった。ユダヤ人さえいなければ、彼らの一人一人は社会の重要な柱になりうるというのであった。これがアンティ・セミティズムのはじまりである。

彼らが正しいと感じるアンティ・セミティズムについても、単なる感情レベルではなく、「理論的」うらづけが必要であった。18世紀の思想家、ルソー、ジェファーソン、フイヒテ、ロックなどの言い出したナショナリズムは、善良な意図で発想されたもので、その中心は人間を神に従う者と見るかわり

に国家の国民と考えるところにあった。19世紀後期の3人の人種理論家、ゴビノー、ニーチェ、チェンバレンは、これらのナショナリズムの思想に食らいついて、そこからヒューマニズムを吸いだし、人間の平等の権利にではなく、人種に基礎をおく思想を生んだのである。

ゴビノーは、1853年に出版された『人種の不平等』で、最初の体系的白人種優越理論とでもいうべきものを唱道した。すべての文明の崩壊は、アーリア人の選民の血が民主主義という過程によって、非アーリア人の大衆の血によって薄められるからだというのである。

ニーチェは「血をもって書け」という。「そうすれば、精神とは血のことであることがわかる。」彼の著『善悪の彼岸』で、彼が考える超人の徳の基礎を示していた。「働くことなかれ、たたかえ」、「平和をめざすなかれ、勝利をめざせ」、「男は武将として教育せよ、女は武将の気晴らしのためのものとして教育せよ」。彼の超人は善悪を越えている。彼の哲学はまさしく、キリスト教の全面的否定につながった。「福音書」やモーセの十戒の教えを完全に破棄したものだだった。

チェンバレンは、ゴビノーの社会理論とニーチェの哲学とアンティ・セミティズムとを結びつけて、『19世紀の基礎』を著し、1899年にドイツで出版した。この本では、ゴビノーの貴族の優越性は北欧人の優越性に変えられ、人種と血が結びあわされて疑似科学的な社会学を形成し、そのうえにアーリア人種と超人に関する最終的な理論が立てられたのである。人種主義とアンティ・セミティズムとを統合した書物を著したのは、ドルモン、ニールス、ローゼンベルグであった。

ドルモンの『ユダヤ人のフランス』という著書によって、新しいユダヤ人像が登場する。中世のユダヤ人像においては、ユダヤ人は愚かで粗野なしらみだらけの無骨者として描かれていた。まともなキリスト教徒ならユダヤ教などには改宗したくないと考えさせるための、嫌悪すべきユダヤ人像であった。しかし、ドルモンのアンティ・セミティズムの新しい定義によれば、ユ

ダヤ人は優秀な知性と知識と技能と才能とをもっている、とされた。だが、これらの美点はいまや悪であった。彼の著書は、ユダヤ人がその邪悪な知性、知識、才能をもって、フランスを支配し、フランスをユダヤ人国家にしてしまふぞ、といおうとしていたのである。

ニールスは、ドルモンの「陰謀説」を国際的規模に広げたのである。ニールスの書いたといわれる『シオンの長老の議定書』は、1903年に出版された。この偽造文書の目的は、いかにして「シオンの長老」と呼ばれる一団のユダヤ人が世界を征服しようとする陰謀を企んだかを示すことだった。

ドルモンとニールスの著書はアンティ・セミティズムの感情を正当なものと感じさせる内容をもっていた。しかし、それらにはアンティ・セミティズムを高潔なものだとして、アンティ・セミティストの暴力を公民の義務だともでする哲学は欠けていた。アンティ・セミティストに確信を与える哲学は、ローゼンベルクの1930年に出版された『20世紀の神話』が与えた。これによって、全面的にアンティ・セミティズムへの道が見いだされ、ベルゼンやアウシュヴィッツのガス室への道が開かれたのである。

このようにして、18世紀のヒューマニストたちの希望であったナショナリズムは、いつのまにか19世紀の人権差別哲学へと変質していったのである。

(3)

アンティ・セミティズムの極点はいうまでもなくヒットラーのナチズムであった。

ユダヤ人に対する非難は2種類に大別されていた。一つは、ユダヤ人はゲットーにとどまり、独特の生活様式を守り、キリスト教社会を避けているという非難であった。もう一つは、ユダヤ人はゲットーからあられ、ヨーロッパ風の衣服と生活様式を採用し、キリスト教社会に浸透するという非難であった。ヒットラーの『わが闘争』においては、この2つの非難は結合されていた。

ヒットラーは権力につくや否や、個人的にこのジレンマに対決しなければ

ならなかった。ユダヤ人はそのゲッターに留まてはいけない。というのは、ユダヤ人はアーリア人の国土において認められえない異質の存在であるからである。ユダヤ人はアーリア人の社会に入てはいけない。なぜなら、彼らはそれを破壊する致命的な病原菌だからである。彼らはドイツに留まてはいけない。なぜなら、彼らの存在は純粋なドイツの土地を汚すからである。しかし、彼らを他所に行かせることは危険である。なぜなら、彼らはどこに行こうとも反ナチ扇動の中心をつくるだろうからである。この多様なジレンマに対してはただ一つの解決しかありえなかった。ユダヤ人の全面的な抹殺ということである。

ここで、ナチス・ドイツのヨーロッパ「征服」とその後続くユダヤ人抹殺の過程をたどってみる必要がある。

1933年にヒトラーはドイツの首相になり、反対政党をすべて圧殺して独裁的権力を手中にした。ユダヤ人はすべての公職から追放され、知的職業を奪われた。1935年には、悪命高いニュールンベルグ法が制定され、すべてのユダヤ人は市民権を剥奪された。しかし、第2次世界大戦がはじまるや、ドイツ国内のユダヤ人政策は格段に厳しさを増し、ユダヤ人の男女、子供のすべては絶滅キャンプに送り込まれた。

1938年、ヒトラーはオーストリアに侵攻した。オーストリアの独立は国際的に保証されていたが、ヒトラーは同国をドイツ帝国に合併した。25万人のユダヤ人が住んでいたが、社会的地位から追放されて一挙にアウト・カースト的立場につきおとされた。国外へ脱出できなかったものは、封印列車にのせられて東の絶滅キャンプに送りこまれた。近代精神分析学の父で、世界的名声をもつジグムント・フロイトも例外ではなかった。彼が追放される時、かれの近代科学に貢献した業績はナチスによって軽蔑的に「ユダヤ人のポルノ」との烙印をおされたのである。

次はチェコスロバキアであった。ここには、尊敬され、教育も高く、中世にさかのぼる伝統を誇りにしている中産階級の35万のユダヤ人が住んでいた。

ヒトラーが侵入した際の最初の犠牲者はまたもユダヤ人であった。同じ痛ましい手続き。社会的地位からの排除，市民権の剝奪，警官の家宅踏み込み，身体への暴行，刑罰執行，そして最後に，追放と集団殺戮。

災害の波は東に向かった。ポーランドは300万のユダヤ人の集住の地であった。彼らはすでにひどい苦しみを受けていた。というのは、自分たちも解放されたばかりのポーランド人が、はげしいアンティ・セミティズムに染まっていたのである。経済的制限がユダヤ人に対する機会を切捨て、ユダヤ人の半分以上が乞食に近い状態になりはてるか、または、海外の親戚からの送金やユダヤ人の救援機関の助けによって、かろうじて生き延びている有様であった。ヒトラーの侵入とともに、最後の破局がやってきた。

第2次世界大戦は、ヒトラーが1939年にポーランドを攻撃したときに開始された。2ヶ月たらずで、20歳になったばかりのポーランド国家はもう一度滅ぼされ、国土はドイツとソヴィエト・ロシアとの間に分割された。200万のユダヤ人がヒトラーの手中におちいった。

その時以降、ドイツに占領されたポーランドはユダヤ人にとって広大な「死の家」となった。ポーランド在住の大部分のユダヤ人は、ガス室で、また、火葬場で抹殺されたのである。ヒトラーに征服されたヨーロッパのあらゆる地域から、幾十万というユダヤ人がポーランドという「死の家」におくられてきた。ヒトラーはユダヤ人を絶滅しようと決心し、ほとんど成功しそうになったのである。ポーランド征服後、ヒトラーは、ベルギー、オランダ、フランス、バルカン諸国を占領した。被占領国はすべて略奪され、諸国民は隷属状態におとしいれられた。ユダヤ人は組織的に追い立てられ、「死の家」へと送り出された。

600万のユダヤ人がこの史上最大の大量殺害によって絶滅させられた。ポーランド、ドイツ、オーストリア、チェコスロバキア、ルーマニア、ハンガリー、そして西ヨーロッパの諸国においてさえ、ユダヤ人の社会は復興される

ことはできなかった。第2次世界大戦終結の時点では、ヨーロッパにおけるユダヤ人の社会は基本的に消滅したのである。260万のソヴィエト・ロシアのユダヤ人は同国の社会体制に急速に同化しつつある。ソヴィエト内のユダヤ人は、ユダヤ民族の国際的な接触からも切断される可能性が大きい。ユダヤ民族の今後の運命は、アメリカ合衆国において独自の社会（コミュニティ）をつくっている560万のユダヤ人と、パレスチナの地にイスラエル国家をつくっている230万のユダヤ人の二大集団の存在のあり方にかかっている。イスラエル国と中東のアラブ諸国との深刻な敵対は、両者各々の存立をかけた国家の政策次元の対立なのか、人種差別的な反ユダヤ主義が伏在しているのか。また、アメリカ合衆国におけるアンティ・セミティズムが、KKK団などの一部に見られるように、その無気味な姿を表面化してくるのだろうか。この問題については今後の推移を見なければならぬだろう。

参 考 文 献

- 小谷瑞穂子『十字架のユダヤ人』、サイマル出版会、1985年。
荒井章三、森田雄三郎『ユダヤ思想』、大阪書籍、1985年。
上田和夫『ユダヤ人』、講談社現代新書、1986年。
Bernard Lewis, "Semites and Anti-semites". Weidenfeld and Nicolson, London. 1986.
American Encyclopedia p. 60~p. 135, "Jewish History and Society".
Marin Gilbert, "Holocaust", Collins, London. 1986年。
マックス＝デイモン『ユダヤ人』、朝日選書、1984年。
ルイス・ワース『ユダヤ人と疎外社会』、新泉社、1971年。
アンドレ・シーグフリード『ユダヤの民と宗教』、岩波新書、1967年。
ジャン・ポール・サルトル『ユダヤ人』、岩波新書、1956年。
シーセル・ロス『ユダヤ人の歴史』、みすず書房、1966年。
エマニュエル・リングエルブルム『ワルシャワ・ゲットー』、みすず書房、1966年。